

明和町地域防災計画

【総 則】

《目次》

| | | |
|-----|-------------------------|-------|
| 第1節 | 計画の目的 | 総則-1 |
| 第1 | 目的 | 総則-1 |
| 第2 | 計画の構成 | 総則-1 |
| 第3 | 計画の修正 | 総則-2 |
| 第4 | 他の計画との関係 | 総則-2 |
| 第5 | 地区防災計画の策定 | 総則-2 |
| 第2節 | 防災の基本理念 | 総則-3 |
| 第3節 | 防災関係機関の業務大綱等 | 総則-4 |
| 第1 | 町及び一部事務組合等 | 総則-4 |
| 第2 | 県 | 総則-5 |
| 第3 | 指定地方行政機関 | 総則-6 |
| 第4 | 陸上自衛隊 | 総則-7 |
| 第5 | 指定公共機関 | 総則-8 |
| 第6 | 指定地方公共機関 | 総則-9 |
| 第7 | その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 | 総則-9 |
| 第8 | 住民等の責務 | 総則-10 |
| 第4節 | 地域の災害環境 | 総則-11 |
| 第1 | 自然条件 | 総則-11 |
| 第2 | 社会条件 | 総則-11 |
| 第3 | 災害履歴 | 総則-12 |
| 第4 | 周辺の活断層 | 総則-12 |
| 第5節 | 災害想定 | 総則-14 |
| 第1 | 地震被害想定 | 総則-14 |
| 第2 | 洪水浸水想定 | 総則-15 |
| 第6節 | 減災目標 | 総則-17 |
| 第1 | 地震被害の軽減 | 総則-17 |
| 第2 | 洪水被害の軽減 | 総則-18 |

第1節 計画の目的

第1 目的

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定に基づき、明和町防災会議が策定するものであり、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して町の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

さらに、住民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、市町村間の応援体制の整備等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

【資料編1P】明和町防災会議条例

【資料編2P】明和町防災会議委員名簿

2 明和町国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「明和町国土強靱化地域計画」（令和3年8月）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき、国土強靱化に係る町の他計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、明和町国土強靱化地域計画の基本目標である、いかなる災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

を踏まえ、明和町地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2 計画の構成

この計画は、計画全体の基本事項、災害種別の計画（風水害、震災、大規模事故災害の3種類）、資料（資料集、様式集、業務継続計画）で構成する。

また、災害種別の計画（風水害、地震、大規模事故）は、平時の取組（災害予防計画）、災害時の対応（災害応急対策計画）及び災害からの回復（災害復旧・復興計画）の3つの局面を基本として構成する。

| 構成 | | 内容 |
|----|---------|--|
| 本編 | 総則 | 本計画全般の目的、理念、防災関係機関の業務大綱等を定めるほか、地域の現況や災害特性等を示す。 |
| | 風水害対策計画 | 大雨による洪水、雪害、強風や竜巻等による風害への対策を定める。 |
| | 震災対策計画 | 地震による揺れ、液状化、火災等への対策を定める。 |

| | | |
|-----|-------------|---|
| | 大規模事故対策計画 | 大規模な火災、危険物等の爆発・漏洩等の事故、航空機の墜落事故、鉄道の脱線等の事故、道路における多重衝突事故、県外の原子力施設事故への対策を定める。 |
| 資料編 | 資料集 | 災害対策に関する主な例規、基準、資源、連絡先等を掲載する。 |
| | 様式集 | 災害時の要請、報告、連絡、表示等に関して主な様式を掲載する。 |
| | 明和町役場業務継続計画 | 大規模災害を想定した町役場の非常時優先業務及び業務継続のためのリスク軽減策を掲載する。 |

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。各機関は、関係ある事項について、毎年3月末日（緊急を要する事項については、その都度）までに計画修正案を明和町防災会議（総務課）に提出するものとする。

第4 他の計画との関係

本計画は、町の地域にかかる災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、防災基本計画、群馬県地域防災計画、指定地方行政機関及び指定公共機関等が作成する防災業務計画との整合を図る。

第5 地区防災計画の策定

本地域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、町防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画の下位計画として定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、町、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、県、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

その他、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階の基本理念は次のとおりとし、最善の対策をとることで被害の軽減につなげるものとする。

1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は、以下のとおりである。

- (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 防災関係機関の業務大綱等

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

第1 町及び一部事務組合等

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---------------------|--|
| 明和町 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 防災に関する組織の整備に関する事。 2. 防災に関する訓練に関する事。 3. 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事。 4. 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事。 5. 予報・警報の伝達に関する事。 6. 避難情報に関する事。 7. 消防、水防その他の応急措置に関する事。 8. 被災者の救難、救助その他保護に関する事。 9. 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事。 10. 施設及び設備の応急復旧に関する事。 11. 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事。 12. 緊急輸送の確保に関する事。 13. 災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事。 14. 災害復旧及び復興計画に関する事。 15. 町防災会議に関する事。 16. 町内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関する事。 |
| 明和消防団 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の防災体制の整備の協力に関する事。 2. 消防・救助・水防活動に関する事。 3. 災害情報の収集・伝達、避難者の誘導・支援に関する事。 |
| 館林地区消防組合 (明和消防署) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防組織の総合計画及び消防団との連絡調整。 2. 水防計画に関する事。 3. 火災予防運動の総括。 4. 防火対象物の査察指導。 5. 防災管理講習の実施。 6. 防火広報、建築物同意関係その他予防に関する事。 7. 危険物規制及び安全管理指導危険物関係法令に関する事。 8. 危険物製造所等の災害事故調査及び保安広報関係に関する事。 9. 消防力の配備運営、消防計画及び消防統計に関する事。 10. 火災、災害の警戒防護、救急救助関係に関する事。 11. 消防相互応援協定及び緊急消防援助隊に関する事。 12. 消防水利・救急医療情報等に関する警防関係事務に関する事。 13. 消防通信及び気象観測に関する事。 14. 広報活動に関する事。 15. その他消防業務に関する事。 |
| 群馬東部水道企業団 (館林支所) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 応急給水に関する事。 2. 水道施設の応急復旧に関する事。 |
| 館林衛生施設組合 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害廃棄物の収集（し尿に限る。）、処理（処理可能物に限る。）に関する事。 |

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--------------|--|
| 邑楽館林医療事務組合 | 1. 管理施設（公立館林厚生病院等）の保全に関する事。 |
| 群馬県市町村総合事務組合 | 1. 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事。 |

第 2 県

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-----------|--|
| 県 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 防災に関する組織の整備に関する事。 2. 防災に関する訓練に関する事。 3. 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事。 4. 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事。 5. 予報・警報の伝達に関する事。 6. 消防、水防その他の応急措置に関する事。 7. 被災者の救難、救助その他保護に関する事。 8. 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事。 9. 施設及び設備の応急復旧に関する事。 10. 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事。 11. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事。 12. 緊急輸送の確保に関する事。 13. 災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事。 14. 災害復旧及び復興計画に関する事。 15. 群馬県防災会議に関する事。 16. 市町村その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関する事。 |
| 館林行政県税事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方部内の総合調整に関する事。 2. 地震、気象情報の受領及び伝達に関する事。 3. 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関する事。 4. 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関する事。 5. 市町村との連絡調整に関する事。 6. 緊急通行車両の確認事務に関する事。 7. 商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資の相談に関する事（産業経済部が直接実施できない場合に限り）。 8. 生活必需品の調達及び供給に関する事。 9. その他部内各班に属しない事項に関する事。 |
| 館林保健福祉事務所 | 1. 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集、災害応急対策に関する事。 |
| 館林土木事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設に係る災害情報の収集・提供に関する事。 2. 公共土木施設に係る災害応急対策に関する事。 3. 群馬県水防計画の実施に関する事。 |
| 東部農業事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業に係る災害情報の収集に関する事。 2. 農業に係る災害応急対策に関する事。 |
| 東部環境事務所 | 1. 環境及びごみ・し尿に係る災害情報の収集、災害応急対策に関する事。 |

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---------|--|
| 東部教育事務所 | 1. 学校教育に係る災害情報の収集、災害応急対策に関すること。 2. 県立学校が避難施設場所に使用される場合の市町村への協力に関すること。 |
| 桐生森林事務所 | 1. 治山、林道及び林産物に係る災害情報の収集、災害応急対策に関すること。 |
| 館林警察署 | 1. 被災者の救出、救助及び避難の誘導に関すること。 2. 交通規制及び交通秩序の確保に関すること。 3. 行方不明者の捜索に関すること。 4. 災害による死体の検視に関すること。 5. 警察通信の防護に関すること。 6. 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。 7. 緊急通行車両の確認事務に関すること。 |

第3 指定地方行政機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|----------------------|---|
| 関東財務局 (前橋財務事務所) | 1. 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。 2. 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 3. 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 4. 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。 5. 提供可能な未利用地、合同庁舎に関する情報提供に関すること。 |
| 群馬労働局 (館林公共職業安定所) | 1. 事業場における労働災害の防止に関すること。 2. 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること。 3. 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。 |
| 関東農政局 (群馬県拠点) | 1. 災害予防 1) 堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 2) 農地、農業用施設、ため池、湖岸、堤防、農業用河川耕作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 2. 災害対応対策 1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 3) 主要食糧の供給に関すること。 4) 生鮮食料品等の供給に関すること。 5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。 3. 災害復旧 1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること。 2) 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 4. その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。 |

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--|---|
| 東京管区气象台 (前橋地方气象台) | 1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 |
| 関東地方整備局 (利根川上流 河川事務所) (渡良瀬川 河川事務所) | 管轄する河川・砂防・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。 1. 災害予防 1) 防災上必要な教育及び訓練 2) 通信施設等の整備 3) 公共施設等の整備 4) 災害危険区域等の関係機関への通知 5) 官庁施設の災害予防措置 2. 災害応急対策 1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 2) 水防活動及び避難誘導等 3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 4) 災害時における復旧用資材の確保 5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 6) 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3. 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。 |

第 4 陸上自衛隊

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-------|--|
| 第12旅団 | 1. 災害派遣の準備 1) 防災関係情報資料の整備に関すること。 2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること。 3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 4) 防災に関する教育訓練の実施に関すること。 2. 災害派遣の実施 1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。 |

第5 指定公共機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-------------------------------|---|
| 日本郵便株式会社 (館林支店) (館林郵便局) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2. 災害特別事務取扱いに関すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 <ol style="list-style-type: none"> ア) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ) 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 2) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3. その他、要請のあったもののうち協力できる事項 |
| 東日本電信電話(株) (群馬支店) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信設備の保全に関すること。 2. 重要通信の確保に関すること。 |
| (株)ドコモCS (群馬支店) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 携帯電話設備の保全に関すること。 2. 重要通信の確保に関すること。 |
| 日本赤十字社 (群馬県支部) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関すること。 2. 救護所の開設及び運営に関すること。 3. 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 4. 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 5. 救援物資に関すること。 6. 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。 7. 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 8. 外国人の安否の調査に関すること。 9. 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関すること。 |
| 日本放送協会 (前橋放送局) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 防災思想の普及に関すること。 2. 気象予報・警報の周知に関すること。 3. 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4. 放送施設に対する障害の排除に関すること。 5. 避難所等における受信機の貸与・設置に関すること。 6. 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。 |
| 東日本高速道路(株) (関東支社) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること。 2. 緊急交通路の確保に関すること。 |
| 東京ガス(株) (熊谷支社) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市ガス施設の保安の確保に関すること。 2. 都市ガスの供給の確保に関すること。 |
| 日本通運(株) (群馬支店) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。 |
| 東京電力パワーグリッド(株) (太田支社) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 電力施設の保安の確保に関すること。 2. 電力の供給の確保に関すること。 |

第6 指定地方公共機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---------------------------|--|
| (公社)群馬県医師会 | 1. 医療及び助産活動の協力に関する事 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3. 医療救護活動の実施に関する事 |
| (公社)群馬県歯科医師会 | 1. 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事 2. 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事 |
| (公社)群馬県看護協会 (館林支部) | 1. 救護活動に必要な看護の確保に関する事 |
| (一社)群馬県LPガス協会 (館林・邑楽支部) | 1. LPガス設備の保安の確保に関する事 2. LPガスの供給の確保に関する事 3. 会員事業者の連絡調整に関する事 |
| 群馬県石油協同組合 | 1. 石油等燃料の供給に関する事 |
| 地方鉄道事業者 (東武鉄道(株)) | 1. 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事 2. 鉄道車両による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事 |
| (一社)群馬県バス協会 | 1. バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事 2. 被災地の交通の確保に関する事 |
| (一社)群馬県トラック協会 (館林支部) | 1. 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事 |
| 放送機関 (群馬テレビ(株)、(株)エフエム群馬) | 1. 防災思想の普及に関する事 2. 気象予報・警報の周知に関する事 3. 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事 4. 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事 |

第7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|----------------------------|--|
| 利根加用水土地改良区 | 1. 農業用水等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事 |
| 報道・放送機関 (ケーブルテレビ(株)館林センター) | 1. 防災思想の普及に関する事 2. 気象予報・警報の周知に関する事 3. 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事 4. 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事 |
| 邑楽館林農業協同組合 (明和支所) | 1. 共同利用施設の保全に関する事 2. 農業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事 3. 県又は市町村が行う農業関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事 |
| 病院経営者 | 1. 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事 2. 被災傷病者の救護に関する事 |
| (一社)館林市邑楽郡医師会 | 1. 医療及び助産活動の協力に関する事 2. 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3. 医療救護活動の実施に関する事 |
| (一社)館林市邑楽郡歯科医師会 | 1. 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事 2. 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事 |

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---------------------------|---|
| (一社)群馬県薬剤師会 (館林邑楽薬剤師会) | 1. 医療救護活動に必要な医薬品等の管理、調剤等に関する事。こと。 |
| 社会福祉施設経営者 | 1. 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。こと。 |
| (社福)群馬県共同募金会 | 1. 義援金の募集及び受付に関する事。こと |
| 明和町社会福祉協議会 | 1. 被災生活困窮者の生活の支援に関する事。こと。 2. 義援金品募集及び配分に関する事。こと。 3. ボランティア活動の支援及び推進に関する事。こと。 |
| 明和町商工会 | 1. 被災事業者に対する支援に関する事。こと。 2. 県又は市町村が行う商工業関係の被害調査への協力に関する事。こと。 3. 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関する事。こと。 4. 物価の安定についての協力に関する事。こと。 |
| 金融機関 | 1. 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。こと。 |
| 危険物等施設の管理 者 | 1. 危険物等施設の保安の確保に関する事。こと。 2. 周辺住民の安全の確保に関する事。こと。 |
| (一社)群馬県建設業 協会 (館林支部) | 1. 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関する事。こと。 |
| 農業用排水施設の管 理者 | 1. 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。こと。 |
| 区長会等 | 1. 町が行う災害救助等についての協力に関する事。こと。 2. 義援金品の募集の協力に関する事。こと。 3. 要配慮者の避難誘導に関する事。こと。 4. 被災者に対する炊き出しに関する事。こと。 |

【資料編11P】防災関係機関連絡先一覧

第 8 住民等の責務

1 住民の責務

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の災害への備えを講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組に努める。

2 事業者の責務

災害対策に必要な物資若しくは資材を取り扱う事業者や、災害対策に必要なサービスを行う事業者は、災害時にもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業に関連する国、県、町の災害対策への協力に努める。

第4節 地域の災害環境

第1 自然条件

1 地勢

本町は、関東地方の西北部を占めている群馬県の最東南端に位置しており、東は板倉町、南は利根川を隔て埼玉県羽生市、北は谷田川を挟んで館林市、西は千代田町と接している。町域は、東西約11km、南北3kmと細長く、面積は19.64km²となっている。

また、県都前橋市へ50kmと県内で最も遠隔にあるが、首都東京へは60kmと最も近接した位置を占め、鉄道は東武伊勢崎線で東京（浅草）から約1時間、車でも東北自動車道を利用して約1時間程度と、首都東京との地理的条件に恵まれている。

さらに、20km圏内には太田市、栃木県の足利市、佐野市、茨城県の古河市、埼玉県では羽生市、加須市、行田市、熊谷市等があり、県外の市町村とも相互に密接な関係を高めつつ発展している。

2 地形・地質

地形は、西から東へと緩やかに傾斜した平地が続き、西部で標高約21m、東部で約17mと、ほとんど起伏は見られない。

地質は、利根川がかつて乱流していたことを反映して、表層は沖積層が覆っており、その下は関東ローム層が認められる。

3 気候・気象

年間の平均気温は15℃前後で、県下では比較的温暖であるが、夏は35℃以上に上昇し蒸し暑い日があり、冬は北関東特有の「空っ風」といわれる北西の強い季節風が吹き、0℃以下に下がる日が多く、夏と冬の気温の較差が大きくなっている。降水量は年間1,200mm前後で、夏季多雨、冬季少雨となっており、降雪はまれで、四季を通じて晴天の日が多い。

館林観測所（アメダス）における観測史上最大値は、日降水量が228.0mm（2019年10月12日）、日最大1時間降水量が84.0mm（2008年7月25日）、日最大風速が19m/s（1990年9月20日）、日最大瞬間風速が28.3m/s（2009年8月9日）である。

第2 社会条件

1 人口

令和2年の国勢調査によると、本町の人口は10,884人、世帯数は4,080世帯となっている。

年齢別人口構成比は、年少人口（15歳未満）が12.6%、生産年齢人口（15歳以上64歳未満）が60.5%、老年人口（65歳以上）が27.06%で、平成7年には人口の15.9%だった高齢者比率が約1割増加している。なお、外国人は131人である。

2 交通

(1) 幹線道路

町の東部を東北自動車道が南北に通過し、館林インターチェンジから町までは車で約10分

である。

その他、町を南北に通る埼玉県羽生市及び館林方面につながる国道122号、町の中部から東部を通り板倉町方面につながる県道麦倉川俣停車場線、町の中部から西部を通り千代田町方面につながる県道上中森川俣停車場線、町の中部から西部を通り大泉町方面につながる県道矢島大泉線などがある。

(2) 鉄道

鉄道は町内には私鉄東武伊勢崎線の川俣駅があり、東京の浅草駅から本県伊勢崎駅まで通っている。川俣駅からの所要時間は、館林駅が約5分、伊勢崎駅が約65分、浅草駅が約70分である。

(3) 路線バス

路線バスは、館林駅～千代田町役場を結ぶ館林・明和・千代田線があり、起終点間の所要時間は45分程度である。

3 ライフライン

(1) 水道

町の全世帯が給水区域内となっており、普及率は99.78%である。(令和4年9月末)

(2) 下水道

公共下水道の普及率は55.9%である。(令和3年度末)

(3) 都市ガス

平成30年度から東京ガスの供給区域(約2.7km²)が整備されている。

第3 災害履歴

1 地震

本町における過去の主な地震被害は、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震である。この地震で町の震度計は5強を観測し、住家の一部破損が481棟に上る被害が発生した。

2 風水害

本町における過去の主な風水害は、昭和22年9月のカスリーン台風である。この台風では、死者1人、家屋全壊2戸、半壊14戸、床上浸水85戸、床下浸水181戸の被害が発生したほか、水稻250町、陸稻82町、甘藷75町の農作物被害が発生した。

第4 周辺の活断層

本町の南側には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層、その南西側には平行する全長約23kmの平井一櫛挽(くしびき)断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布する。文部科学省地震調査研究推進本部(2005)は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層、綾瀬川断層、平井一櫛挽断層帯を一連のものとする全長約82kmの断層帯を「関東平野北西縁断層帯」、連続的に分布する深谷断層、江南断層及び綾瀬川断層(北部)を「関東平野北西縁断層帯主部」と定義した。また、その後の調査及び研究成果から、関東平野北西縁断層帯を深谷断層帯・綾瀬川断層に二分し、それぞれ評価を行っている。

その他町の北側には、みどり市大間々周辺の大久保断層、太田市東部から桐生市南部に延び

第5節 災害想定

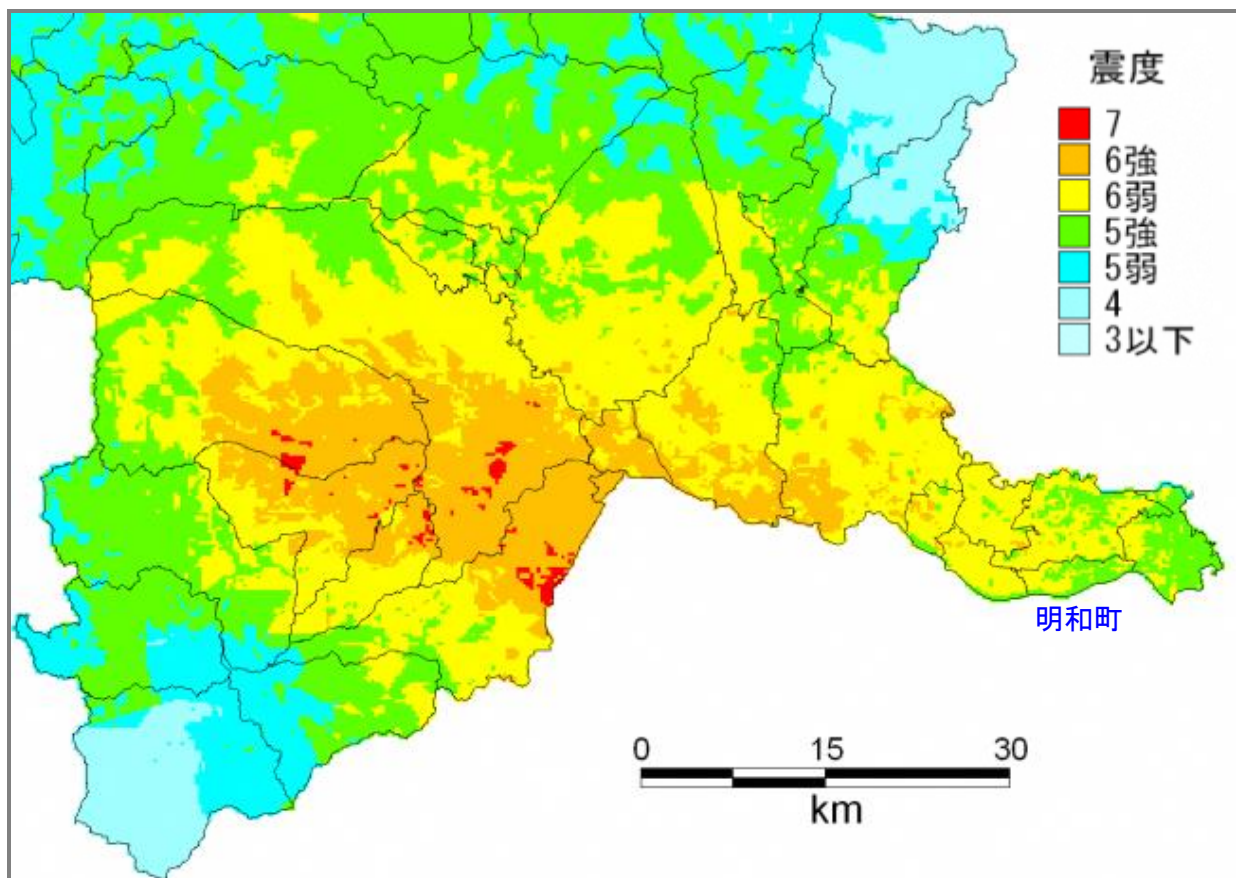
第1 地震被害想定

群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）では、県内に大きな被害を及ぼす可能性がある次の3つの活断層（帯）を震源断層とする被害予測を行っている。

群馬県地震被害想定調査による想定地震

| 想定地震名 | マグニチュード (M) | 明和町の震度 |
|-------------------|-------------|--------|
| 関東平野北西縁断層帯主部による地震 | 8.1 | 5強～6弱 |
| 太田断層による地震 | 7.1 | 5弱～5強 |
| 片品川左岸断層による地震 | 7.0 | 4 |

このうち最も多くの被害が予測される地震は関東平野北西縁断層帯主部（M8.1）による地震で、町内の最大震度は6弱となり、死者は3人、負傷者は31人、避難者は約4,600人、帰宅困難者は約1,700人に上ると予測されている。また、建物の全半壊は約530棟、断水は約3,600世帯、災害廃棄物は2.5万トンに上ると予測されている。



関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)の地表震度分布図
(群馬県地震被害想定調査報告書、平成24年6月より抜粋・加筆)

関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)の予測被害量

| 項 目 | | 被害数量 | | | 備 考 |
|----------|-----------------|----------------|-------------------|----------|--|
| 死傷者 | 発生時期 | 冬5時 | 冬18時 | 夏12時 | 建物被害、屋内収容物の転倒・落下、ブロック塀倒壊、自動販売機転倒、屋外落下物、火災による |
| | 死者 | 1人 | 2人 | 3人 | |
| | 負傷者 | 31人 | 23人 | 20人 | |
| | うち重傷者 | 1人 | 1人 | 1人 | |
| 避難者 | | 総 数 | うち乳幼児 | うち高齢者 | 地震発生1日後 |
| 帰宅困難者数 | | 4,612人 | 263人 | 1,041人 | |
| 建 物 | 全 壊 | 80棟 | | | 揺れ、液状化による |
| | 半 壊 | 455棟 | | | |
| 火 災 | 出 火 | 0棟 | | | |
| | 焼 失 | 0棟 | | | |
| ライフライン施設 | 上 水 道 | 被害箇所数 (被害率) | 157箇所 (2箇所/km) | | 総延長78.2km |
| | | 断水世帯数 | 3,630世帯 | | 被災直後 |
| | 下 水 道 | 被災延長 (被害率) | 1.45km (3.19%) | | 総延長45.3km |
| | | 被災人口 | 160人 | | |
| | L P ガス | 被害件数 (被害率) | 20件 (0.55%) | | 総件数3,750件 |
| | 電力施設 | 電柱被害率 | 0.1% | | |
| 停 電 率 | | 1.0% | | | |
| 電話施設 | 電話柱被害数 (被害率) | 1本 (0.1%) | | 総数1,321本 | |
| 災害廃棄物 | | 2.5万トン | | | |

その他、中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループ（平成25年12月）は、活断層が確認されていない場所でもマグニチュード6.8クラスの地震が発生する可能性があることを考慮し、首都圏のあらゆる場所の直下でマグニチュード6.8の地震が発生した場合の震度を算定している。これによると明和町付近の最大震度は6強と予測されている。

このような地震が町周辺の直下で発生する可能性は低いものの、発生した場合には、関東平野北西縁断層帯主部による地震（M8.1）を大きく超える被害が発生すると予想される。

第2 洪水浸水想定

本地域には、国土交通省が管理する利根川及び渡良瀬川の洪水予報区間並びに群馬県が管理する谷田川の水位周知区間において、想定最大規模の洪水で氾濫した場合の洪水浸水想定区域が広範囲に分布する。

1 利根川洪水浸水想定

利根川の八斗島上流域に72時間で491mmの降雨があり、利根川が氾濫した場合、町全域が浸水するおそれがあり、その深さは最大5.0m以上と予測されている。また、利根川から約1kmの範囲は氾濫流によって家屋等が倒壊する危険があり、氾濫水は最大約2週間滞留すると予測されている。

2 渡良瀬川洪水浸水想定

渡良瀬川の高津戸上流域に72時間で812mmの降雨があり、渡良瀬川が氾濫した場合、町全域が浸水するおそれがあり、その深さは最大0.5m～3.0mと予測されている。また、氾濫水は最大1週間滞留すると予測されている。

3 谷田川洪水浸水想定

谷田川の流域で24時間に664mmの降雨があり、また、渡良瀬川本川の水位が高く、谷田川の下流端にある谷田川水門が閉じた状態で谷田川が氾濫した場合、町の南西部を除くほぼ全域が浸水するおそれがあり、その深さは最大0.5m～3.0mと予測されている。また、氾濫水は最大約1週間滞留すると予測されている。

4 新堀川洪水浸水想定

新堀川の流域で24時間に690mmの降雨があり、新堀川が氾濫した場合、大輪地区谷田川以北が浸水するおそれがあり、その深さは0.5m～3.0mと予測されている。また、氾濫水は最大約3日間滞留すると予測されている。

第6節 減災目標

第1 地震被害の軽減

群馬県は、令和4年度までに地震被害想定調査による死者数の60%減少、経済被害の50%減少を目標とした群馬県地震防災戦略を策定し、減災に寄与する各種施策・事業を推進している。明和町もこれらの事業を推進し、計画的な地震被害の軽減を図るものとする。

群馬県地震防災戦略の概要

| 項目 | 対策 | 主な施策・事業 |
|-------------------------------|---|---|
| 基本目標1：県民の生命を守る（犠牲者の軽減） | | |
| 1. 発生前に行うこと（予防対策） | <ul style="list-style-type: none"> ○自らの命を守り、家族と地域住民の命を守る対応力を身につけるための対策 ○住宅やライフライン施設等の耐震化などを促進することにより、県民の生命を守る対策 ○揺れによる土砂災害等を防ぐとともに、それらに起因する集落の孤立を防止・解消する対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織の育成 ○住宅の耐震化の促進 ○家具類の転倒・落下防止対策等の促進 ○下水道施設の耐震化の促進 ○消防団の機能強化 ○家庭内における火災対策の強化 |
| 2. 発災直後に行うことへの備え（初動対策） | <ul style="list-style-type: none"> ○人命救助や被害拡大を防ぐための活動や情報収集体制を強化する対策 ○医療救護体制の強化、避難所運営や災害時要援護者を救うための体制を強化する対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の活動体制の強化 ○避難所運営体制の整備 ○住民への情報発信体制の整備 ○情報通信手段の整備 ○避難行動要支援者の避難支援体制の整備 |
| 3. 発災後から行うことへの備え（応急・復旧対策） | <ul style="list-style-type: none"> ○助かった人命を守るための物資等の確保や心と体の不安を取り除くための対策 ○生活基盤となるライフライン施設などを早期に復旧するための対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○備蓄物資の確保対策の推進 ○食料・生活必需品等の調達・供給体制の整備 ○トイレ・下水処理体制の整備 |
| 基本目標2：県民の生活を守る（不便の軽減） | | |
| 1. 発災後～1か月間に行うことへの備え（応急・復旧対策） | <ul style="list-style-type: none"> ○被災したライフライン施設などを早期に復旧し、被災者の生活を安定させるための対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○被災者の生活安定化・支援体制の整備 ○災害ボランティア活動体制の整備 |
| 2. 発災後1か月以降に行うことへの備え（復旧・復興対策） | <ul style="list-style-type: none"> ○被災から立ち直り、安定した県民生活を早期に実現させるための対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○被災者用住宅の確保対策の検討 ○地震保険の加入促進 ○災害廃棄物等の処理体制の整備 ○復興計画の作成 |
| 基本目標3：経済被害を減らす（被害額の軽減） | | |
| 1. 発災前に行うこと（予防対策） | <ul style="list-style-type: none"> ○住宅やライフライン施設等の耐震化などを促進することで、直接的な経済被害を減らす対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○工業用水道施設の耐震化の促進 |
| 2. 発災後から行うことへの備え（応急・復旧対策） | <ul style="list-style-type: none"> ○企業活動が被災後に迅速に立ち直り、経済被害の拡大を防ぐ対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○工業用水道施設の応急復旧体制の整備 ○事業者による事業継続の取組の推進 |

第2 洪水被害の軽減

明和町が属する利根川上流域、渡良瀬川流域、谷田川流域、新堀川流域では、河川管理者、気象庁、県、市町村等が連携して水害に関するハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するため、水防災意識社会再構築ビジョン（国土交通省、平成27年）に基づく減災対策協議会を設立している。減災対策協議会は、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目標とした取組を推進しており、明和町もこれらの事業を推進することで洪水被害の軽減を図るものとする。

減災協議会の取組概要

| 分類 | 主な取組 |
|---|--|
| 利根川上流域の減災に係る取組方針(利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会) | |
| ハード対策 | ▶避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 |
| ソフト対策 | ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動 ▶住民等の避難行動につながる分かりやすいリスク情報の周知 ▶避難計画、情報伝達方法等の改善 ▶広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等 ▶避難指示の発令に着目したタイムラインの作成 ▶防災教育や防災知識の普及 |
| | ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動 ▶より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化 |
| | ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等 ▶氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用 |
| 渡良瀬川の減災に係る取組方針(渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会) | |
| ハード対策 | ▶避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 |
| ソフト対策 | ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 ▶情報伝達、避難計画等に関する取組 ▶平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組 |
| | ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組 ▶水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組 |
| | ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動及び施設運用強化の取組 ▶排水活動及び施設運用の強化に関する取組 |
| 谷田川の減災に係る取組方針(河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 邑楽館林地域部会) | |
| ハード・ソフト対策 | ①迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を密にする取組を検討する。 ②流域住民への迅速な情報提供を促進する取組を実施する。 ③洪水浸水想定区域図及び重要水防箇所等の水害リスク情報を踏まえて、土木事務所水防マニュアル、地域防災計画等の点検、見直し検討を行う。 ④新たに影響があると見込まれる要配慮者利用施設等について地域防災計画に位置づけるとともに、すでに位置づけられている各要配慮者利用施設も含めて施設管理者が「避難確保計画」の作成、「訓練」の実施、「自衛水防組織の設置」を行うよう支援する。また、避難行動要支援者についても、避難支援を行う。 ⑤洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直しを踏まえた地域防災計画に基づき、水害ハザードマップを作成する。 ⑥防災情報の理解を促すため、平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組を行う。 ⑦実効的な水防活動体制を強化するとともに、水防団員の確保を進める。 ⑧想定される危険箇所への配備を念頭においた、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。 ⑨比較的長期に浸水が見込まれる地区は、必要に応じて、排水ポンプ車の要請を速やかにするため、関係機関と市町、県にて、浸水継続時間等に関する情報を共有する。 |

| | |
|--|--|
| | ⑩浸水影響が多大な地点等については、堤防決壊を遅延させる対策として、危機管理型ハード対策を実施する。 |
|--|--|